

**急報**

【新しい助成金のご案内】 — 65歳超雇用推進助成金 —

平成28年10月19日に創設された**新しい助成金**のご案内です

※この助成金は予算がなくなり次第終了となる場合があります。ご依頼の際は急ぎお声かけください。尚、制度導入には長所・短所ございますので、どうぞ事前にご相談ください。

ざっくり内容

この助成金は「**65歳以上への定年の引上げ**」「**定年の定めの廃止**」「**希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度**」のいずれかを就業規則等で導入した場合に受けることができます。1事業主あたり（企業単位）1回限り。

受給額

- (1) 65歳への定年の引上げ：**100万円**
- (2) 66歳以上への定年の引上げ又は定年の定めの廃止：**120万円**
- (3) 希望者全員を対象とする66歳から69歳までの継続雇用制度の導入：**60万円**
- (4) 希望者全員を70歳以上まで雇用する継続雇用制度の導入：**80万円**

主な要件

- ・雇用保険に加入している事業所であること。
- ・申請日時時点で**60歳以上の雇用保険の被保険者を1人以上かつ1年以上雇用していること。**
※定年前の期間の定めのない契約を締結する労働者(定年が60歳以上の会社の場合)または、定年後に引き続き雇用される労働者
- ・平成28年10月19日以降に、**定年引上げなどを実施した**こと。
- ・**就業規則の変更等の費用を社会保険労務士、社会保険労務士法人等に対して支払っている**こと。
- ・新制度導入日より以前（1年前）に就業規則により60歳以上の定年、または65歳以上の継続雇用制度を定めていること。
- ・就業規則を整備していること。

★『**就業規則**』が整備されていることが申請の前提になります。
整備されていない場合には、ご相談ください。

疑問・質問などございましたら遠慮なくご相談ください。